

令和 8 年度香川県地震・津波対策啓発動画制作委託業務仕様書

1 委託業務名

令和 8 年度香川県地震・津波対策啓発動画制作委託業務

2 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

3 目的

香川県が公表した香川県地震・津波被害想定調査結果を踏まえ、南海トラフ地震（最大クラス）が発生した場合の県内で予想される地震による揺れや津波、液状化、山崩れ等の災害の映像を作成し、県民に提供することにより、県民自らの防災・減災対策の促進を図る。

4 委託業務内容

香川県地震・津波対策啓発動画の制作に関するコンテンツ構成及びシナリオの企画立案、関係資料・データの収集及び加工、映像作成に係る取材及び撮影、CG・アニメーション・イラスト・テロップ・ナレーション作成、BGM挿入ほか関連業務一式を行う。

また、当該データを用いたインターネット用データの作成を行う。

(1) 映像本編

受託者は次の事項に留意し、映像本編を制作する。

基本事項	<ul style="list-style-type: none"> ・視聴対象 映像の視聴対象は、県内の子ども（小学校高学年程度）から高齢者までとする。 ・再生時間 ①本編動画 15 分～20 分（オープニング及びエンディングを含む。）を 2 本（子ども用 1 本、大人用 1 本）。 ②短編動画 1 分未満（小学校高学年から若年層、30～40 代のミドル層向け）で本数については任意提案とする。 ・利用形態 ①県ホームページ（YouTube、Instagram、X 等で利用）での動画配信。 ②研修会・講座・イベント等で被害想定を説明する場における上映。 ③市町、公民館、小・中学校、高等学校等に配布するほか、自治会、企業等に貸出等を行い、研修用教材として活用。 ・盛り込む内容案（コンテンツ内容骨子） 別紙のとおり。
構成・シナリオ作成	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広い年代にとって分かりやすい表現及び構成（言葉、画面展開スピード）となるよう留意し、映像本編の全体構成及びシナリオ並びにナレーション案を作成した時点で、委託者と協議すること。

映像コンテンツ作成に必要な業務一切	<ul style="list-style-type: none"> ・撮影の手配、撮影上必要となる許可申請などの手続き等は、受託者において行うこと。 ・撮影の場所や内容については事前に委託者の承認を受けること。 ・CGやアニメーションなど既存映像・静止画データを用いるときは、当該使用に係る権利処理は受託者において行うこと。
映像編集に必要な業務一切	<ul style="list-style-type: none"> ・テロップ、BGM挿入、ナレーション収録など動画の原版作成の編集・演出に必要な業務一切を行うこと。 ・使用言語は、日本語及び英語とする。ただし、他の言語を併せ用いることを妨げるものではない。 ・全体構成に際しては、人権やユニバーサルデザインへ配慮すること。

(2) DVDの制作

受託者は次の事項に留意し、DVDを制作する。

基本事項	・作成に当たっては、仮編集が終わった段階で試写を行い委託者の承認を受けること。
メニュー、チャプタの作成	・映像の見出しとなる箇所にチャプタを付与し、それらを指定再生できるDVDメニューを作成する。
収録の形式	・DVD-Video形式とする。
収録時の画面比率	・フルハイビジョン（画角16：9）とする。
盤面の作成	・DVDの盤面デザイン（カラー）を施すこと。
パッケージの作成	・ジャケットの有無（デザイン等）については、任意提案とする（透明スリムケース可）。

5 業務実施上の条件

- (1) 業務の実施に当たり、迅速に対応できる要員及び体制を確保すること。
- (2) 受託者は、契約締結後速やかに本業務全体のスケジュールを作成し、委託者の承認を得ること。
また、業務実施にあたっては委託者と協議の上で行うこととし、作業の進捗状況について随時、報告すること。
- (3) 受託者が本業務を再委託する場合、事前に再委託範囲及び再委託先を委託者に提示し、承認を得ること。
再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。
- (4) 内容の正確性を担保するため、地震・津波に関する専門知識を有する学識経験者の確認・監修を受けること。
- (5) 成果物の引き渡し後1年の間に、成果物に瑕疵がある場合は、委託者と協議の上、修正等必要な措置を無償で講ずること。
- (6) 委託者は可能な範囲で本業務の実施に必要な資料を受託者に提供するものとする。
- (7) 関係法令を遵守し業務にあたること。

6 成果品

納品は次のとおりとする。

(1) 成果品

ア 香川県地震・津波に対する防災・減災DVD

・マスターDVD 1枚

・DVD 700枚

イ インターネット用コンテンツ

・DVDの中に保存して納品すること（WMV形式またはmp4形式）

(2) 納入場所

香川県危機管理総局危機管理課 香川県高松市番町4丁目1番10号

(3) 納入期限

令和9年3月12日（金）

7 成果物に係る著作権

(1) 本事業の成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は、引き渡しの際に、すべて受託者から香川県に移転するものとする。

(2) 受託者は、香川県に対し、本件成果物に関する著作権者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。）を一切行使しないものとする。

(3) 本件成果物に第三者に帰属する著作物の著作権が含まれている場合は、受託者の責任と負担において、著作権の侵害等の問題が生じることがないように受託者において必要な手続きを取ること。

(4) 作成のために撮影したデータ及び作成したテキストなど、すべて香川県に供与し、その利用及び再編集は香川県において自由にできるものとする。

(5) 本業務に基づく作業及び成果物に関して、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は受託者の責任と負担において一切を処理すること。

(6) 成果物の公表に際しての著作権表示については、「制作（受託者）」「制作著作 香川県」と表記するものとする。

(7) 著作権の取扱いについて、本仕様書に記載のないその他の事項については、県と受託者が協議の上処理する。

8 その他

本仕様書に定めのない事項又は仕様について疑義が生じた場合は、双方協議して解決する。

委託業務内容映像本編に盛り込む内容案

映像は、下記内容を参考に作成すること。

なお、企画提案時に、受託者からこれ以外のコンテンツ内容の提案があり、委託者が認めた時はこれを盛り込むことができる。

また、内容詳細は委託者と受託者双方で契約後協議し、決定するものとする。

地震・津波の防災・減災対策の必要性	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災や能登半島地震などの地震・津波に関する映像等を使用し、ナレーションを交えながら、地震・津波の防災・減災対策の必要性を説明する。
「被害想定」に基づいた被害内容解説	<ul style="list-style-type: none"> 県が実施した香川県地震・津波被害想定調査報告書(令和7年9月)(以下「被害想定」という。)(https://www.pref.kagawa.lg.jp/kikikanri/jishin-tsunami/higaisotei/r7houkokusho.html)を踏まえ、県が提供する資料データ(パワーポイントやPDF)のほか、アニメーションやイラストなどを作成し、県下全域における時系列に変化する被害の概要(地震の規模や揺れによる被害、津波の浸水や浸水による被害、液状化等)や、具体的な防災対策の効果(建物の耐震化、家具類の転倒防止対策、発生時の対応等)について分かりやすく解説する。
香川県内の地震被害映像	<ul style="list-style-type: none"> 県の被害想定を踏まえ、次のパターン毎に被害の概要を説明し、それにかかる被害状況を県内主要箇所でのモデル地(地域のシンボルや特徴的な場所、建物等)を数カ所ずつ設定し、実写とそれをベースにして、起こりうる地震や津波の被害を表現する仮想三次元CG、過去の被害映像等により作成する。 対象となる災害： <ol style="list-style-type: none"> 地震の揺れによる建物(内・外)の被害、倒壊、火災 (撮影箇所：高松、東讃、中讃、西讃、小豆地域のそれぞれ1か所ずつ程度) 地震発生直後に河川・海岸施設の損壊による浸水の被害 (撮影箇所：高松、東讃、中讃、西讃、小豆地域のそれぞれ1か所ずつ程度) 津波による浸水、建物破壊、津波火災 (撮影箇所：高松、東讃、中讃、西讃、小豆地域で、海岸、道路、河川堤防の1か所ずつ程度) 映像尺については、任意とする。 人の目線レベルで地震・津波災害の被害を可視化できるような内容とする。 表現された内容が地震の揺れ、津波等による挙動に関する科学的知見に反するものとならないようにする。
地震・津波発生のしくみ、その場合の対処等	<ul style="list-style-type: none"> 消防庁等の映像資料等を用いて、地震・津波発生のしくみと特性(津波の場合の伝わり方、普通の波との違い、繰り返し来襲など)と地震・津波発生時の対処について、アニメーションやイラスト、映像、ナレーションを用いて分かりやすく説明する。 特に、津波については、事前の防災街歩き、マップづくり、避難訓練の大切さを示し、高台などの避難場所への早期避難の重要性について強く訴える内容となるよう配慮する。
南海トラフ地震臨時情報への対応	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ地震臨時情報の制度の概要や各キーワードに対応する防災対応について、アニメーションやイラスト、映像、ナレーションを用いて分かりやすく説明する。 特に、高齢者等事前避難対象地域の要配慮者を中心に、日頃からの備えや事前避難の重要性について、強く訴える内容となるよう配慮する。

その他の資料 の活用	・東日本大震災等の過去の地震・津波に関する映像、静止画、写真等を活用し、ナレーションを交えながら、被災時の適切な行動及び平時から行うべき備えについて県民の行動変容を促す内容とする。
---------------	--